

JSG ニュースレター

COVID-19 予防対策に伴う 法務対応に関する最新情報

【連載第 1 回】無給休暇の 5 大ポイント


クライアント各位


拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾国内では新型コロナウイルス感染症（COVID -19）の感染拡大が続き、多くの産業に深刻な影響を及ぼしています。そこで、労働法令の理解・確認に努め、効果的な危機対策、労働紛争の防止に積極的に取り込む企業を支援するために、徳勤商務法律事務所は、《コロナ禍における労働法令に関してよくある企業からのご質問 10 個》を連載企画としてまとめました。この連載シリーズでは、労働法令に関するご質問について解説して参りますので、皆様のご参考になれば幸いです。第 1 回となる今回は「無給休暇の 5 大ポイント」を解説いたします。

企業が「無給休暇（勤務時間の削減）」を実施するにあたり、労働者の同意を得ることが最も重要です。労働者の同意なく、無給休暇を与え、それに伴う賃金の減額を行った場合、労働基準法第 22 条第 2 項の規定違反として、新台幣ドル 2 万元以上 100 万元以下の過料に処される恐れがあります。無給休暇の実施に関する注意事項は、下記の通りです。関連法令の違反にならないよう遵守する必要がありますので、ご注意ください。

企業が「無給休暇」を実施する際の注意事項

	労働者の同意	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 労働者の書面による同意を得ずに「無給休暇（勤務時間の削減）」を実施してはならない。 書面は、労働部の「労使双方の勤務時間短縮協議に関する協議書（テンプレート）」を参考のこと。 	ポイント <ul style="list-style-type: none"> 協議書の内容は、法令の強制規定に違反した場合には無効となる。 協議書には、実施前の勤務時間・給与額・実施期間・方法・削減する勤務時間および勤務時間削減後の実際の給与額等を明記する必要がある。
	賃金	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 賃金の減額は、勤務時間の実際の削減分に比例した分のみ減額できる。 削減分を上回る賃金減額はできず、最低賃金を下回ってはならない。 	ポイント <ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、労働者と通常勤務日として合意した日のみについて勤務時間および賃金を減らすことができる。 法定休日、所定休日および国定休日については、賃金は通常通り支給しなければならず、減額することができない。
	期間	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 3か月を超えないことを原則とする。延長する場合は、新たに労働者の同意が必要。 元の経営状態に戻った、または合意期間が満了した場合、直ちに元の労働条件に戻すこと。 	ポイント <ul style="list-style-type: none"> 雇用主が断りなく、無給休暇を実施し、労働者の賃金を減額した場合は、労働基準法第22条第2項の規定違反となり、新台幣ドル2万元以上、100万元以下の過料に処される可能性がある。

	労働保険/労働者定年退職金	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 労働者の定年退職金：労働者の本来の給与額により拠出しなければならない、拠出額を引き下げることはできない。 労働保険：労働者の本来の標準報酬月額を維持する、または実際の給与額を届出し、標準報酬月額を調整することができる。 	
	届出	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 労働者の勤務提供地の労働者に関する地方行政主管機関に届出する。 	ポイント <ul style="list-style-type: none"> 用意すべき書類：「勤務時間に関する協議書」「届出書」「勤務時間短縮に関する届出表」「勤務時間短縮に関する届出名簿」および「不況の影響を証明する関連資料」 届出がされなかった場合、労働者は、労働争議調停手続をもって救済を求めることができる。

寄稿者紹介



陳彥勳 / Justin Y. Chen
 中華民國弁護士/日本外国法事務弁護士
 Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088
 email: justinchen@deloitte.com.tw

台湾大学法学部・政治学部卒、日本東北大学大学院、台湾大学管理学院 EMBA 修了。日本の外国法事務弁護士（台湾法）に登録。日系企業に対して M&A、投資、IPO、訴訟対応、会社法、労働法等幅広いリーガルサービスを提供。「Legal 500」の Dispute Resolution、税法、コーポレート・M&A 等あらゆる分野で高い評価を獲得。

 Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)
 台湾 JSG のホームページは[こちら](#)

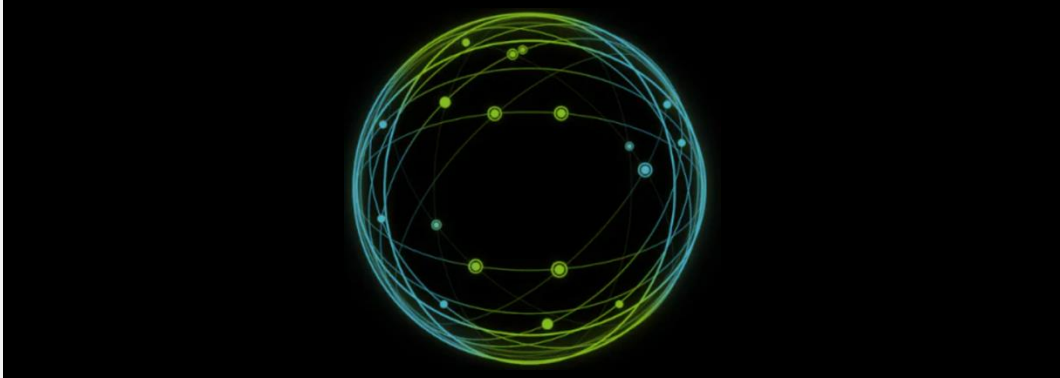


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

防疫法律快遞

【系列 1】無薪休假五大重點

隨著新冠肺炎 (Covid-19) 本土疫情持續嚴峻，逐步衝擊臺灣各產業領域，為協助企業積極了解與確認勞動法令，有效因應危機且預防紛爭，德勤商務法律團隊彙整規畫《疫情下企業常見的十項勞動法令問題》，今日首推【系列 1】無薪休假五大重點。後續將陸續提出其他勞動法令問題供企業參考。

「無薪休假 (減班休息) 」首重取得勞工同意，如企業未經勞工同意而逕自排定無薪休假，因此扣減勞工工資，係違反勞動基準法第 22 條第 2 項規定，恐遭裁罰新臺幣 2 萬元以上 100 萬元以下罰鍰。其他相關注意事項如下，提醒各企業須確實遵守，避免違反相關法令。

☆	勞工同意	注意事項 <ul style="list-style-type: none">應取得勞工書面同意，不得未經同意逕自排定「無薪休假(減班休息)」。書面可參考勞動部《勞雇雙方協商減少工時協議書(範例)》	提醒重點 <ul style="list-style-type: none">協議書內容如違反法令強制規定為無效。協議書須載明實施前原訂工時、薪資以及實施期間與方式、減少工時及減少工時後實領薪資等事項。
	工資	注意事項 <ul style="list-style-type: none">工資僅能按實際減少工時比例減發。不得溢扣，且不得低於基本工資。	提醒重點 <ul style="list-style-type: none">雇主僅能針對與勞工約定之正常上班日，減少工時及工資。對於原本的例假日、休息日及國定假日，工資仍應照給，不得扣除。
	期間	注意事項 <ul style="list-style-type: none">以不超過3個月為原則。如有延長期間必要，應重行徵得勞工同意。如營運已恢復正常或合意期間屆滿，應即恢復勞工原有勞動條件。	提醒重點 <ul style="list-style-type: none">雇主逕自排定無薪休假扣減勞工工資，違反勞動基準法第22條第2項規定，得裁罰新臺幣2萬元以上100萬元以下罰鍰。

☆	勞保勞退	注意事項 <ul style="list-style-type: none">勞工退休金：按勞工原領薪資提繳，不得調降。勞工保險：得維持原投保薪資或覈實申報調整。	
	通報	注意事項 <ul style="list-style-type: none">通報勞工勞務提供地之地方勞工行政主管機關	提醒重點 <ul style="list-style-type: none">應備文件：「工時協議書」、「通報函」、「減少工時通報表」、「減少工時通報名冊」及「受景氣影響相關佐證資料」。未通報者，勞工得以勞資爭議調解程序救濟。

作者簡介



陳彥勳 / Justin Y. Chen
中華民國律師/外國法事務辯護士(日本)
Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088
email: justinchen@deloitte.com.tw

台灣大學法律系學士、政治系學士、日本東北大學碩士、台灣大學管理學院 EMBA。陳彥勳律師提供日台企業併購及投資、IPO、商業糾紛、公司法及勞動等之法律諮詢及爭議處理，具日本「外國法事務辯護士」資格。在 Legal 500 評比中，陳彥勳律師於 Dispute Resolution、Tax、Corporate and M&A 等項目中皆獲得高度肯定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利